

2026 年 8 月 21 日

ハラスメント防止宣言

社会福祉法人宮城厚生福祉会
理事長 金田 早苗

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

このような行為は、職員の能力の有効な発揮を妨げ、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

職員同士でのハラスメント、利用者様等への虐待、利用者様そのご家族、保護者様等から職員へのハラスメント、求職者や実習生へのハラスメントのすべてあってはなりません。当法人は、ハラスメントを防ぎ、より一層の介護・保育・障がい支援事業の質の向上、そして働きやすい職場環境の実現を目指します。

1. 当法人は下記のハラスメント行為を許しません。

〈セクシュアルハラスメント〉

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ③ 不快感を与える性的な言動
- ④ 性的な噂の流布
- ⑤ 身体への不必要な接触
- ⑥ 性的な言動により、職員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑦ 交際、性的な関係の強要
- ⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等職員に対する不利益な取り扱い

〈パワーハラスメント〉

- ① 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離し
- ② 私的なことに過度に立ち入る行為
- ③ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強要、仕事の妨害
- ④ 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない行為
- ⑤ 暴行・傷害等身体的な攻撃
- ⑥ 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃

〈マタニティハラスメント〉

- ① 部下又は同僚による妊娠・出産、育児、介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ② 部下又は同僚が妊娠・出産、育児、介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③ 部下又は同僚が妊娠・出産したことによる嫌がらせ等
- ④ 部下による妊娠・出産、育児、介護に関する制度や措置を利用等に関し、解雇その他不利益取扱を示唆する行為
- ⑤ 部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益取扱を示唆する行為

〈カスタマーハラスメント〉

- ① 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為
コップをなげつける、蹴られる、手をひっかく、首を絞める、唾をはく、服を引きちぎられる等
- ② 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- 威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、理不尽な要求をする、SNSで誹謗中傷等
- ③ セクシャルハラスメント：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す等

2. この方針の対象は、正規職員、パート・アルバイト等当法人において働いている方すべての職員です。

また、利用者様そのご家族、保護者様、ボランティア、取引先の社員の方、求職者や実習生等も被害者及び行為者となり得ます。

セクシュアルハラスメントについては、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。
また、被害者の性的指向または性自認にかかわらず、性的な言動であれば該当します。一緒に働くのは嫌だと態度に出す、公言する等の行為も該当します。

※性的指向・・・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかの指向

※性自認・・・性別に関する自己認識

マタニティハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性職員及び育児・介護休業等の制度を利用する男女職員の上司及び同僚が行為者となり得ます。

相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場づくりを行います。

3. ハラスメントの行為者に対しては制裁処分を行います。戒告・減給・昇給停止・出勤停止・懲戒解雇に該当します。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

- ① 行為の具体的態様（時間、場所、内容、程度等）
- ② 当事者同士の関係（職位等）
- ③ 被害者の心情等

4. 相談について

実際にハラスメントが生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合や、上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
相談は、公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応します。

相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

5. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力いただいた方に不利益な取り扱いはい行いません。

6. 職場におけるハラスメント防止研修も行います。